



# 改正には厳格な手続を 基本理念まで改正出来るか

## 憲法問題の焦点 (その四)

### 第二章 憲法改正の法的諸問題

#### (一) 憲法改正の理念

憲法は国家の基本組織を定めるものである。従って、その改正には、国家の根本的組織を揺るがす重大な事項である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。

目次	一、憲法改正の意義
二、憲法改正の目的	三、憲法改正の権限
四、憲法改正の手続	五、憲法改正の効力
六、憲法改正の保障	七、憲法改正の制限
八、憲法改正の解釈	九、憲法改正の適用
十、憲法改正の廃止	十一、憲法改正の改正
十二、憲法改正の改正	十三、憲法改正の改正
十三、憲法改正の改正	十四、憲法改正の改正
十四、憲法改正の改正	十五、憲法改正の改正
十五、憲法改正の改正	十六、憲法改正の改正
十六、憲法改正の改正	十七、憲法改正の改正
十七、憲法改正の改正	十八、憲法改正の改正
十八、憲法改正の改正	十九、憲法改正の改正
十九、憲法改正の改正	二十、憲法改正の改正
二十、憲法改正の改正	二十一、憲法改正の改正
二十一、憲法改正の改正	二十二、憲法改正の改正
二十二、憲法改正の改正	二十三、憲法改正の改正
二十三、憲法改正の改正	二十四、憲法改正の改正
二十四、憲法改正の改正	二十五、憲法改正の改正
二十五、憲法改正の改正	二十六、憲法改正の改正
二十六、憲法改正の改正	二十七、憲法改正の改正
二十七、憲法改正の改正	二十八、憲法改正の改正
二十八、憲法改正の改正	二十九、憲法改正の改正
二十九、憲法改正の改正	三十、憲法改正の改正
三十、憲法改正の改正	三十一、憲法改正の改正
三十一、憲法改正の改正	三十二、憲法改正の改正
三十二、憲法改正の改正	三十三、憲法改正の改正
三十三、憲法改正の改正	三十四、憲法改正の改正
三十四、憲法改正の改正	三十五、憲法改正の改正
三十五、憲法改正の改正	三十六、憲法改正の改正
三十六、憲法改正の改正	三十七、憲法改正の改正
三十七、憲法改正の改正	三十八、憲法改正の改正
三十八、憲法改正の改正	三十九、憲法改正の改正
三十九、憲法改正の改正	四十、憲法改正の改正
四十、憲法改正の改正	四十一、憲法改正の改正
四十一、憲法改正の改正	四十二、憲法改正の改正
四十二、憲法改正の改正	四十三、憲法改正の改正
四十三、憲法改正の改正	四十四、憲法改正の改正
四十四、憲法改正の改正	四十五、憲法改正の改正
四十五、憲法改正の改正	四十六、憲法改正の改正
四十六、憲法改正の改正	四十七、憲法改正の改正
四十七、憲法改正の改正	四十八、憲法改正の改正
四十八、憲法改正の改正	四十九、憲法改正の改正
四十九、憲法改正の改正	五十、憲法改正の改正
五十、憲法改正の改正	五十一、憲法改正の改正
五十一、憲法改正の改正	五十二、憲法改正の改正
五十二、憲法改正の改正	五十三、憲法改正の改正
五十三、憲法改正の改正	五十四、憲法改正の改正
五十四、憲法改正の改正	五十五、憲法改正の改正
五十五、憲法改正の改正	五十六、憲法改正の改正
五十六、憲法改正の改正	五十七、憲法改正の改正
五十七、憲法改正の改正	五十八、憲法改正の改正
五十八、憲法改正の改正	五十九、憲法改正の改正
五十九、憲法改正の改正	六十、憲法改正の改正
六十、憲法改正の改正	六十一、憲法改正の改正
六十一、憲法改正の改正	六十二、憲法改正の改正
六十二、憲法改正の改正	六十三、憲法改正の改正
六十三、憲法改正の改正	六十四、憲法改正の改正
六十四、憲法改正の改正	六十五、憲法改正の改正
六十五、憲法改正の改正	六十六、憲法改正の改正
六十六、憲法改正の改正	六十七、憲法改正の改正
六十七、憲法改正の改正	六十八、憲法改正の改正
六十八、憲法改正の改正	六十九、憲法改正の改正
六十九、憲法改正の改正	七十、憲法改正の改正
七十、憲法改正の改正	七十一、憲法改正の改正
七十一、憲法改正の改正	七十二、憲法改正の改正
七十二、憲法改正の改正	七十三、憲法改正の改正
七十三、憲法改正の改正	七十四、憲法改正の改正
七十四、憲法改正の改正	七十五、憲法改正の改正
七十五、憲法改正の改正	七十六、憲法改正の改正
七十六、憲法改正の改正	七十七、憲法改正の改正
七十七、憲法改正の改正	七十八、憲法改正の改正
七十八、憲法改正の改正	七十九、憲法改正の改正
七十九、憲法改正の改正	八十、憲法改正の改正
八十、憲法改正の改正	八十一、憲法改正の改正
八十一、憲法改正の改正	八十二、憲法改正の改正
八十二、憲法改正の改正	八十三、憲法改正の改正
八十三、憲法改正の改正	八十四、憲法改正の改正
八十四、憲法改正の改正	八十五、憲法改正の改正
八十五、憲法改正の改正	八十六、憲法改正の改正
八十六、憲法改正の改正	八十七、憲法改正の改正
八十七、憲法改正の改正	八十八、憲法改正の改正
八十八、憲法改正の改正	八十九、憲法改正の改正
八十九、憲法改正の改正	九十、憲法改正の改正
九十、憲法改正の改正	九十一、憲法改正の改正
九十一、憲法改正の改正	九十二、憲法改正の改正
九十二、憲法改正の改正	九十三、憲法改正の改正
九十三、憲法改正の改正	九十四、憲法改正の改正
九十四、憲法改正の改正	九十五、憲法改正の改正
九十五、憲法改正の改正	九十六、憲法改正の改正
九十六、憲法改正の改正	九十七、憲法改正の改正
九十七、憲法改正の改正	九十八、憲法改正の改正
九十八、憲法改正の改正	九十九、憲法改正の改正
九十九、憲法改正の改正	一百、憲法改正の改正

### 沖繩と千島

#### 日本の主権放棄せず 沖繩の領土権はどこの

(その一)

沖繩と千島の領土権問題は、戦後日本の主権放棄と密接な関係がある。戦前は、沖繩は日本の領土の一部として扱われていた。戦後、日本は主権を放棄したが、沖繩の領土権はどの国に帰するかという問題が生じた。この問題は、国際法の観点から検討されるべきである。

#### 一、沖繩の法的地位

沖繩の法的地位は、戦前と戦後で大きく変化した。戦前は、沖繩は日本の領土の一部として扱われていた。戦後、日本は主権を放棄したが、沖繩の領土権はどの国に帰するかという問題が生じた。この問題は、国際法の観点から検討されるべきである。

#### 二、沖繩に現存する日本の権利は何か

沖繩に現存する日本の権利は、戦前の領土権と戦後の国際法の観点から検討されるべきである。沖繩の領土権は、戦前の日本の領土権の一部として扱われていた。戦後、日本は主権を放棄したが、沖繩の領土権はどの国に帰するかという問題が生じた。

憲法改正の目的は、国家の根本的組織を定めることである。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。

#### 正範囲

憲法改正の正範囲は、国家の根本的組織を定めることである。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。

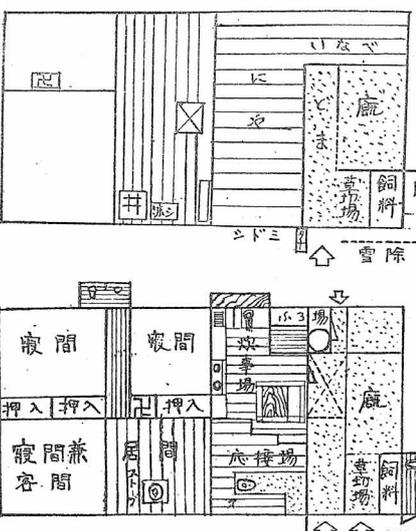
#### 憲法は各世代の国民のもの

憲法は各世代の国民のものである。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。従って、その改正には、厳格な手続を要する。これは、憲法の基本理念である。

#### 農家の台所 全般的な改良を 台所のみにとどめないよう

(その三)

農家の台所は、全般的な改良を必要とする。台所のみにとどめないよう、農家の生活全般にわたっての改良が必要である。これは、農家の生活向上のために必要である。



#### 友愛青年同志会支部規約案

##### 第一章 総則

第一条 本支部は友愛青年同志会〇〇支部と称し、事務を〇〇に置く。この支部の目的は、同志間の親睦を促進し、社会奉仕活動を行うことにある。

##### 第二章 機関・役員

第三条 本支部の機関は、大会、支部委員会、支部執行委員会、支部幹事会、支部庶務部、支部会計部、支部広報部、支部文書部、支部庶務部、支部会計部、支部広報部、支部文書部である。

##### 第三章 会費

第十四条 支部員は毎月〇〇円を会費として納入する。この会費は、支部の運営に充てられる。

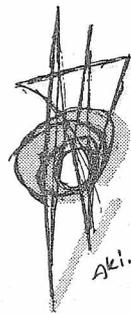
##### 第四章 総制

第十七条 本支部は、支部規約に基づき、支部の運営を行う。この規約は、支部の最高法規である。

##### 第五章 附則

第十八条 本規約は、大会において出席議員の二以上の賛成で改正することができる。

# 文芸



## 学問における実践

屋崎 蒼昊

自然科学の領域に於いて、人文

社会科学の領域に於いて、人文

## 鴨外に寄せて

柳 吟 介

昔、藤岡の「雁」を讀んで

## 我れと我が身を

背負つて

志 村 寛

風吹山の地に彼の胸を亦非特

風吹山の地に彼の胸を亦非特

## 他人行儀の態度をすてよう

私達の将来のために

十山 口 光 一

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

それを行つて日本のわれ

## 第十一講

### 日本の民主化と友愛運動

中央教育指導部

## 友愛講座 (11)

### わかりやすい 友愛の解説

日本に民主化がなされた後、

友愛運動の意義を解説する

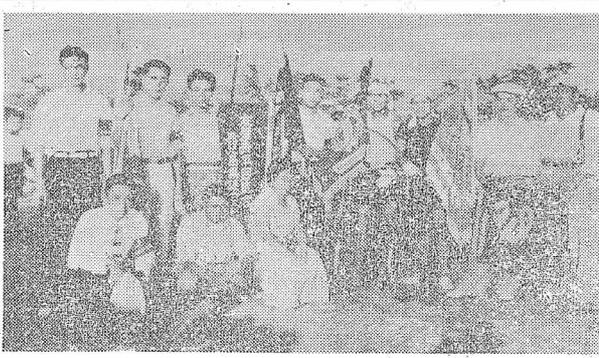
友愛運動の意義を解説する

# 宮下一男君(会員)優勝

## 鹿兒島 県アマ自転車大会

支部主催

鹿兒島支部主催の鹿兒島県アマ自転車大会は、10月9日(土)午後九時、鹿兒島市公会堂で開会式が行われ、宮下一男君が優勝した。大会は、鹿兒島市公会堂で開会式が行われ、宮下一男君が優勝した。大会は、鹿兒島市公会堂で開会式が行われ、宮下一男君が優勝した。



自転車競争大会の優勝者と鹿兒島支部員

## 関東及び近県を巡回

### 第二回移動文化映画班地方派遣

移動文化映画班は、関東及び近県を巡回し、各地の文化振興に努めている。巡回の日程は以下の通りである。

- 十月八日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月九日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十一日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十二日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十三日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十四日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十五日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十六日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校
- 十月十七日(午後七時) 栃木県日光市小川小学校

## 成果組織面に現る

### 東北地方に有力な拠点

東北地方に有力な拠点を築くべく、各地の文化振興に努めている。各地の文化振興に努めている。各地の文化振興に努めている。

## 相互の連携強化

### 鹿兒島支部訪問

支部間の連携強化を図るべく、各地の支部を訪問している。支部間の連携強化を図るべく、各地の支部を訪問している。

## 意見交換の活発化

### 本部意向の徹底も計る

本部意向の徹底を図るべく、各地の支部と意見交換を行っている。本部意向の徹底を図るべく、各地の支部と意見交換を行っている。

本部意向の徹底を図るべく、各地の支部と意見交換を行っている。本部意向の徹底を図るべく、各地の支部と意見交換を行っている。

## 三、残留玉権が日本の権利

### ある

残留玉権が日本の権利である。残留玉権が日本の権利である。残留玉権が日本の権利である。

残留玉権が日本の権利である。残留玉権が日本の権利である。残留玉権が日本の権利である。

## 関西ブロック会議

### 十月三十日 神戸で

関西ブロック会議が十月三十日神戸で開催された。関西ブロック会議が十月三十日神戸で開催された。



## 教科書制度の改善方策

### 教科書制度の改善方策

教科書制度の改善方策について、各地の支部が意見を述べている。教科書制度の改善方策について、各地の支部が意見を述べている。

## 第一、愛青年同志会則(抄)

### 第一章 総則

第一条 本会は愛青年同志会を尊ぶ。

第二章 目的及び事業

第三章 会員

第四章 役員及び機関

第五章 組織

第六、第七章、第八章、第九章、第十章、第十一章、第十二章、第十三章、第十四章、第十五章、第十六章、第十七章、第十八章、第十九章、第二十章、第二十一章、第二十二章、第二十三章、第二十四章、第二十五章、第二十六章、第二十七章、第二十八章、第二十九章、第三十章、第三十一章、第三十二章、第三十三章、第三十四章、第三十五章、第三十六章、第三十七章、第三十八章、第三十九章、第四十章、第四十一章、第四十二章、第四十三章、第四十四章、第四十五章、第四十六章、第四十七章、第四十八章、第四十九章、第五十章、第五十一章、第五十二章、第五十三章、第五十四章、第五十五章、第五十六章、第五十七章、第五十八章、第五十九章、第六十章、第六十一章、第六十二章、第六十三章、第六十四章、第六十五章、第六十六章、第六十七章、第六十八章、第六十九章、第七十章、第七十一章、第七十二章、第七十三章、第七十四章、第七十五章、第七十六章、第七十七章、第七十八章、第七十九章、第八十章、第八十一章、第八十二章、第八十三章、第八十四章、第八十五章、第八十六章、第八十七章、第八十八章、第八十九章、第九十章、第九十一章、第九十二章、第九十三章、第九十四章、第九十五章、第九十六章、第九十七章、第九十八章、第九十九章、第一百章